

まちなかサロンの使用規定

1. 目的

まちなかサロンは、乳幼児や高齢者、障害者を含む全ての住民が交流を通じて、地域コミュニティの活性化と人と人が支え合うまちづくりを目指すことを目的としています。この趣旨に沿って市民に開かれた自主活動を行う団体や個人等に対してまちなかサロンのスペースを貸し出します。

2. まちなかサロンを使用できる方

乳幼児や高齢者、障害者を含む全ての住民が交流できる、市民に開かれた自主活動を行う団体や個人等。

※物販買や実費以上の費用を伴う営業活動は、原則禁止です。

但し、富山市が認める福祉団体は除く。

3. 使用できるスペース

富山市まちなか総合ケアセンター1階 まちなかサロン

パティオ（中庭）

（富山市総曲輪四丁目4番8号：総曲輪レガートスクエア内）



【まちなかサロンの備品】

○机（大2台、小2台）

○椅子（38脚）

○ホワイトボード（2台）

※富山市まちなか総合ケアセンターの敷地内は、全て禁煙です。

4. 使用時間

使用時間は、原則8時30分～17時15分までとします。

※申込みの使用時間には、準備や片付けの時間も含まれます。

※使用時間外に使用したい場合は、受付窓口まで相談ください。

5. 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

6. 使用料金

無料

7. 駐車場

専用の駐車場はありません。総曲輪レガートスクエア敷地内、または近隣の駐車場をご利用された場合、料金は各自でご負担いただきます。

なるべく公共交通機関を利用してお越しください。

8. 使用の手続き

①会員登録 平成29年3月1日より受付開始

本規定についてご了承の上、「まちなかサロン使用会員登録申請書」（申請書は、受付窓口や市ホームページ（「まちなかサロン」で検索）にあります）に必要事項を記入し、郵送やFAX、メールにて、地域包括ケア拠点施設設置準備室（4月1日より受付窓口が移転します）へ提出ください。

市民活動団体、NPO法人、企業等においては、活動内容が分かるパンフレットや会則等を添付ください。

②登録受理 会員登録申請後1週間以内

次に該当する、または該当する恐れのある団体や個人に該当しないか確認し、会員登録申請を受理するか否か審査します。

審査結果については、1週間以内に文書でお知らせ致します。

【利用をお断りする団体、個人等】

- ◆宗教・思想・政治等を目的とするもの
- ◆公序良俗に反するもの
- ◆暴力団の関係するもの
- ◆施設の管理上、支障をきたすもの
- ◆その他、それに類するもの

③使用予約 使用希望月の3ヶ月前の月の初日より受付開始

会員登録申請が受理された団体や個人等は、使用希望月の3ヶ月前より、窓口や電話にて、地域包括ケア拠点施設設置準備室（4月1日より受付窓口が移転します）へ予約ください。（最大月2回まで予約可能）

予約後、速やかにイベントや活動の内容が分かる書類を郵送やFAX、メールにて、地域包括ケア拠点施設設置準備室（4月1日より受付窓口が移転します）へ提出ください。

※イベントや活動内容が分かる書類を確認し、まちなかサロンの目的に沿わない内容である場合、内容の変更、及び案内チラシの修正をお願いする場合があります。内容や案内チラシについては受付窓口が相談に応じますので、なるべく事前にご相談ください。

※市民への啓発をしますので、なるべく2ヶ月前には使用予約をし、活動内容が分かるものを提出ください。

④市民への啓発

使用予約後、まちなかサロンや広報、市ホームページ等にて、イベントや活動を市民に啓発します。

⑤使用当日

使用前に、まちなかサロン横の管理人室にて受付を行ってください。

使用后、完了報告書を管理人室に提出ください。

※使用后、清掃を行い、部屋を元の状態に戻してください。

※ゴミは各自でお持ち帰りください。

※看板やポスター、チラシ等の掲示をする場合は、あらかじめ受付窓口にご相談し承認を得てください。許可なく所定の場所以外に掲示しないでください。また、終了後は速やかに撤去してください。

9. 使用を変更、キャンセルする場合

予約を変更、キャンセルする場合は、速やかに受付窓口へ連絡ください。

参加者への連絡は、申請者が責任をもって行ってください。

10. 使用にあたっての注意事項

- ◆物品売買や実費以上の費用を伴う営業活動は原則禁止します。
但し、富山市が認める福祉団体は除く。

- ◆次に該当する、または恐れがあると判断した場合、使用をお断りします。
一旦、登録を受理した場合であっても、後日次に該当する、または恐れがあると判断したときには、登録を取り消します。併せて、承認済の使用を取り消します。
 - ・宗教・思想・政治等を目的とするもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・暴力団に関係するもの
 - ・施設の管理上、支障をきたすもの
 - ・その他、それに類するもの

- ◆申請者から第三者への転貸は、禁止します。

- ◆まちなかサロンの使用に際して、総曲輪レガートスクエア敷地内の施設や利用者等に迷惑行為をした場合、活動の主催者に迷惑行為の是正を求めます。是正要求に従わない場合は、直ちに使用を中止させ、登録を取り消します。

- ◆まちなかサロンの活動について参加者から苦情を受けた場合、活動の主催者に事情を確認させていただきます。

- ◆火災や衛生、風紀に十分留意してください。

- ◆まちなかサロンの内装や床を傷めないよう、また備品を壊さないよう丁寧に扱ってください。内装や床、備品が破損した場合には、直ちに管理人室に報告してください。損害を与えた場合には、全額弁償させていただきます。

- ◆持ち込んだ備品等は、主催者が責任をもって管理してください。盗難や破損等については、一切責任を負いかねます。

- ◆火災や地震等が発生した場合、当施設の職員の指示に従って避難してください。

- ◆主催者や参加者等の事故、怪我等については、一切責任を負いかねます。